

財政状況等一覧表（平成21年度決算）

(単位:百万円)

団体名 桑名市

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
24,374	2,443	1,870	28,687

1. 一般会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	46,367	45,210	1,157	1,016	1,216	49,259	
住宅新築資金等貸付事業特別会計	109	109	0	0	44	374	
一般会計等	46,431	45,274	1,157	1,016		49,633	

※「一般会計等」の数値は、各会計間の繰入・繰出などを控除（純計）したものであることから、各会計間の合計額と一致しない項目がある。

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位:百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険事業特別会計	12,568	11,922	646	646	607	—	—	
市営駐車場事業特別会計	20	20	0	0	2	370	—	
老人保健事業特別会計	9	7	1	1	1	—	—	
下水道事業特別会計	7,080	7,012	68	31	2,466	40,537	30,159	
農業集落排水事業特別会計	147	145	2	2	112	1,148	1,092	
介護保険事業特別会計	7,292	7,095	196	196	1,183	—	—	
後期高齢者医療事業特別会計	1,945	1,940	5	5	993	—	—	
水道事業会計	1,975	2,003	△ 28	2,338	118	6,780	359	法適用企業
公営企業会計等 計				3,220		48,835	31,611	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法の全部又は一部を適用する公営企業である。
 2. 法適用企業会計以外の特別会計については「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
 4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位:百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額/不足額 (実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
桑名広域清掃事業組合	2,808	2,686	122	122	0	6,462	4,797	
桑名・員弁広域連合	701	683	18	18	10	2,812	2,099	
三重県市町職員退職手当組合								
（うち一般会計）	8,154	8,135	18	18	1,170	—	—	
（うち特別会計）	125	125	0	0	21	—	—	
（うち公平委員会特別会計）	4	2	2	2	—	—	—	
三重県自治会館組合								
（うち一般会計）	165	152	13	2	4	—	—	
（うち共有デジタル地図特別会計）	28	24	4	4	—	—	—	
（物品特別会計）	26	23	3	3	—	—	—	
三重地方税管理回収機構	312	169	143	143	—	—	—	
北勢公設地方卸売市場組合	550	543	7	7	121	170	31	
三重県後期高齢者医療広域連合								
（うち一般会計）	190	186	5	5	13	—	—	
（うち後期高齢者医療特別会計）	161,970	159,131	2,839	2,839	1,106	—	—	
一部事務組合等 計				3,164		9,444	6,926	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位:百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は 正味財産	当該団体からの 出資金	当該団体からの 補助金	当該団体からの 貸付金	当該団体からの 債務保証に 係る債務残高	当該団体からの 損失補償に 係る債務残高	一般会計等 負担見込額	備考
桑名市土地開発公社	8	950	5	—	—	7,737	—	7,443	
(財)桑名市文化・スポーツ振興公社	△ 45	66	50	—	—	—	—	—	
(株)まちづくり桑名	2	62	25	5	—	—	—	—	
桑名市民病院	6	262	406	172	381	—	—	11	
地方公社・第三セクター等 計			486	177	—	7,737	—	7,454	

(注) 損益計算書を作成していない社団・財団法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位:百万円)

充当可能基金名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
財政調整基金	4,172	3,872	△ 299
減債基金	2	2	0
その他充当可能基金	3,056	2,928	△ 127
充当可能基金計	7,229	6,803	△ 426

(注)「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成20年度 決算 A	平成21年度 決算 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.60	3.54	△ 1.06	△ 11.87	△ 20.00	下水道事業特別会計	—	—	—
連結実質赤字比率	16.30	14.76	△ 1.54	△ 16.87	△ 40.00	農業集落排水事業特別会計	—	—	—
実質公債費比率	13.1	12.1	△ 1.0	25.0	35.0	水道事業会計	—	—	—
将来負担比率	175.2	164.0	△ 11.2	350.0		病院事業会計	—		
財政力指数	0.96	0.97	0.01						
経常収支比率	94.8	94.7	△ 0.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」・「資金不足比率」は負数(△～)で表示している。
 2. 「実質赤字比率」・「連結実質赤字比率」は、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
 3. 早期健全化基準に相当する「資金不足比率」の「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。
 4. 「早期健全化基準」及び「財政再生基準」は平成20年度決算における基準である。